

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から30日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月中旬
～令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】千代田庁舎社会福祉課、
中央出張所窓口、霞ヶ浦庁舎窓口など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯全員が非課税であること
- ③住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安：単身の場合：93万円以下、配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

かすみがうら市社会福祉課
社会福祉担当

0299-59-2111

029-897-1111

受付時間 平日9:00~18:00

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

○住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を「プッシュ型」で支給する。

○対象世帯及び予算見込

・対象見込世帯	住民税非課税世帯	4,148世帯
	家計急変世帯	750世帯
	計	4,898世帯
・予算見込額	4,898世帯×10万円	489,800千円
	ほか事務経費	4,632千円
	計	494,432千円

○給付にかかるスケジュール（案）

1月中旬～2月上旬	準備作業 (リスト作成、補正予算入力、支給実施要綱作成、案内通知作成、確認書作成、記載要領等作成、チラシ、申請書、ホームページ記事作成、広報誌記事作成等)
1月下旬～2月上旬	補正予算（専決等）
2月上旬	住民税非課税世帯へ案内通知、確認書発送 家計急変世帯へのチラシ、申請書等を公共施設等に設置
2月上旬～3月末	住民税非課税世帯受付（3月末まで）
2月上旬～9月末	家計急変世帯受付（9月末まで）
2月下旬～	住民税非課税世帯支給 家計急変世帯随時支給